

写

命 令 書

大阪市西区

申立人

D 1

代表者 執行委員長 X 1

大阪市北区

被申立人

E

代表者 会長 Y 1

上記当事者間の平成18年(不)第17号事件について、当委員会は、平成19年6月13日の公益委員会議において、会長公益委員若林正伸、公益委員高階叙男、同浅羽良昌、同片山久江、同中川修、同前川宗夫、同松尾精彦、同八百康子、同山下眞弘及び同米澤広一が合議を行った結果、次のとおり命令する。

主 文

本件申立てを棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 請求する救済内容の要旨

誠実団体交渉応諾

第2 事案の概要

1 申立ての概要

本件は、申立て外の生コンクリート製造会社が破産手続開始決定を受けたことに伴い、同社従業員の組合員が解雇通告を受けたことから、申立て人が、同社を会員企業とする事業者団体である被申立て人に對し、組合員の雇用問題等を協議事項とする団体交渉の開催を申し入れたところ、被申立て人は、団体交渉に応じたものの、同社の破産は被申立て人とは關係がないなどと不誠実に対応し、交渉を一方的に打ち切ったこと、が不当労働行為に當たるとして申し立てられた事件である。

2 前提事実（証拠により容易に認定できる事実を含む。）

(1) 当事者等

ア 被申立て人 E (以下「E」という。) は、肩書地に事

務所を置き、大阪府及び兵庫県内の生コンクリート製造会社等を会員とし、正常な労使関係の確立を目指し、会員の連携と結束の強化を図り、会員各社の安定と発展に寄与することを目的とし、生コンクリート業界の構造改革事業実施に伴う諸問題等を取り扱う団体であり、その会員数は、本件審問終結時約90社である。

(甲 1)

イ 申立人 D 1 (以下「組合」という。)

は、肩書地に事務所を置き、近畿2府4県を中心に、セメント・生コン産業及び運輸・一般産業に関連する労働者で組織する産業別労働組合であり、その組合員数は、本件審問終結時約1,800名である。

ウ 申立外 F (以下「F」という。) は、生コンクリートの製造及び販売を行う会社であったが、経営状況の悪化により、平成17年9月22日、大阪地方裁判所岸和田支部に破産申立てを行い、同日、破産手続開始決定がなされた。Fは、Eの会員であったが、破産手続開始決定により、同日、会員資格を喪失した。(甲1、甲7の2、乙6)

エ 申立外 H (以下「H」という。) は、大阪府内の生コンクリート製造業者を組合員とする組織であり、大阪府内において生コンクリートの品質保証、適正価格及び安定供給を基本に共同販売事業、構造改革事業等の共同事業を行っている。(乙9)

(2) 団体交渉に至るまでの経緯について

ア 平成17年9月22日、Fは、大阪地方裁判所岸和田支部において破産手続開始決定を受け、同日、従業員に解雇を通知した。従業員には、申立人組合の組合員が1名いた。(乙6)

イ 平成18年1月12日、組合は、Eに対し、Fの破産に伴う組合員の雇用問題等を要求事項とする団体交渉(以下「団交」という。)の開催を申し入れた(以下、この申入れを「1.12団交申入れ」という。)。1.12団交申入れの要求事項は次のとおりである。

- ① Eの「規約第4条(目的・事業)」の取扱い及び実施について
- ② Eとの平成11年3月26日付け協定書(以下、「11.3.26協定書」という。)の履行について
- ③ Eの会員であったF破産(事業閉鎖)に伴う組合員の雇用問題について
- ④ その他関連事項について

なお、申立人は、本件審査手続において、Eが不誠実団交の責を負うべき団交事項は上記の②及び③である旨主張した。(甲5)

ウ 1.12 団交申入れ以降、組合と E の間で 1.12 団交申入れの要求事項について、次のとおり話し合いが行われた。

- ① 平成18年1月18日の話し合い（以下「1.18面談」という。）
- ② 平成18年1月27日の話し合い（以下「1.27面談」という。）
- ③ 平成18年2月24日の話し合い（以下「2.24面談」という。）
(甲6、乙2、乙3、乙4、証人 X2)

エ 2.24面談において、E は、組合に対し、F にかかる申入れ事項は E が同会の規約（以下「規約」という。）又は 11.3.26 協定書に基づき対応すべき団交事項と認識できない、議論が平行線を辿っており面談を継続する意味がない、旨述べた。（乙4）

第3 争 点

1 E には組合からの 1.12 団交申入れの要求事項②及び③について、団交応諾義務があるといえるかどうか。

（1）申立人の主張

ア E には、1.12 団交申入れの要求事項②及び③について、団交に応諾する義務がある。

イ 要求事項②についての団交応諾義務の根拠

（ア）1.12 団交申入れの要求事項②「E との 11.3.26 協定書の履行について」とは、E の会員であった F について破産手続が開始され、組合員が解雇されたことから、同社について集約化事業が実施されずに破産に至った経緯等を具体的な事実関係に照らして検証し、集約化事業等について規定した 11.3.26 協定書の履行を要求するものである。

要求事項②についての団交応諾義務の根拠となるのは 11.3.26 協定書の B 項及び C 項である。B 項及び C 項には、次のとおり集約化事業等について規定されているから、E には団交応諾義務がある。

「B. その他について

1. 約束事項の履行

E は、5 労組との約束事項（協定内容・協議確認事項など）については、責任をもって履行する。

2. 集約化事業について

（1）生コン業界秩序の確立とあわせて経営環境改善をはかるため、工場の集約化事業を実施する。実施にあたっては、労使による「特別委員会」を設置し集約事業の具体化をはかる。

（2）工場の集約化にともない余剰人員が出た場合は、「

E

」加盟各社が「共同して雇用保障」を行なう。同時に、待機者が出た場合については受け皿会社が確保できるまで平均賃金を保証する。

C. 本協定実施に際し問題が生じた場合は、Eと上記5労組が協議する。」

(イ) Eは、上記のB-2項に規定された「集約化事業」は、労使による「特別委員会」が設置されて具体化が図られた集約事業（構造改善事業）に限定されると主張するが、それには限定されずHという企業集団内での事業譲渡等の企業閉鎖により、当該企業の出荷割合（以下「シェア」という。）が企業集団内で引き継がれて配分される場合すべてを含むものである。また、Eが11.3.26協定書の適用範囲について組合とは異なる解釈をしても、労働協約の解釈適用問題は義務的団交事項であるから、Eは11.3.26協定書の解釈と適用について団交に応じなければならない。

(ウ) また、Fは集約化事業に応募していたにもかかわらず、破産及び営業譲渡がなされたのであるから、11.3.26協定書のC項に規定する「本協定実施に際し問題が生じた場合」に該当し、Eは団交義務を負う。なお、Eは、11.3.26協定書の当事者が、申立人組合、D2

、D3、D4
及び D5

の5つの労働組合（以下、併せて「5労組」という。）であるから、5労組との間でしか団交応諾義務はないなどと主張するが、協定当事者は「5労組」という労働組合の団体ではなく、5つの各労働組合であり、また、Fには5労組のうち申立人組合の組合員しか存在しないのであるから、組合が団交の当事者になるのは当然である。

ウ 要求事項③についての団交応諾義務の根拠

(ア) 1.12 団交申入れの要求事項③「Eの会員であったF破産（事業閉鎖）に伴う組合員の雇用問題について」は、解雇された組合員の具体的な雇用保障を求めるものである。

要求事項③は、11.3.26協定書のB-2項(2)の協約事項であるから、団交応諾義務の根拠は、上記イの要求事項②の根拠と同じである。

(イ) また、Fは、Eの会員であったところ、Eには、規約第5条により、「構造改善事業に伴う諸問題」について会員から団交権及び妥結権が委任されている。そして、組合とFとの間で締結された労働協約には、「組合員の身分、賃金及び労働条件などの変更については、事前に組合と協議

し、合意に達した上で行う」との事前協議（合意）条項が存したにもかかわらず、同社は、組合との事前協議を経ることなく組合員を解雇した。この組合員の解雇と雇用保障問題は、E の構造改善事業が F について実施されなかつたことによって生じたものであり、「構造改善事業に伴う諸問題」であるから、F から E に委任されている交渉事項である。したがって、E には F に係る要求事項③について団交応諾義務がある。

なお、E の規約には、「会員各社の個別労働問題については取り扱わない」との規定があるが、この規定は、「会員全体に影響を及ぼす春闘・労働条件の改訂等の労働問題に関する諸施策の円滑な実施」を扱うことについて定めた規定であつて、「構造改革事業実施に伴う諸問題」を扱うことについて定めた規定ではないから、要求事項③について同規定は適用されない。

(2) 被申立人の主張

ア E には、1.12 団交申入れの要求事項②及び③について、団交に応諾する義務はない。

イ 要求事項②についての団交応諾義務がない根拠

(ア) 組合は、11.3.26協定書のB項及びC項が、E の団交応諾義務の根拠であると主張するが、いずれも根拠とはならない。

(イ) このうち、B-1項は、「E は、5労組との約束事項（協定内容・協議確認事項など）については、責任をもって履行する」というものであり、5労組との約束事項が具体的に特定されない限り、B-1項それ自体が団交応諾義務の根拠となるものではない。

また、B-2項については、将来に向けて労使による「特別委員会」を設置して集約事業（構造改善事業）を実施する場合において、「E の加盟各社が余剰人員について『共同して雇用保障』を行う」ことを定めた規定である。

しかし、F については、集約事業（構造改善事業）が実施されていないから、B-2項は団交応諾の根拠とはならない。

この点、組合は、B-2項は、会員企業が事業譲渡したり倒産等により企業が閉鎖され共同して雇用保障した場合を含むと主張するが、B-2項の文面上、そのような解釈は到底とり得ない。

そもそも、F は、自らの意向で破産申立てを行ったのであり、これに E は何ら関与しておらず、従業員の解雇についても同様である。なお、F の土地、建物等の譲渡については、破産管財人が実施した入札によるものであつて、この間、E は何ら影響力を行使していないのであるから、この間の経過については11.3.26協定書のB-2項の「集約化事業」

とは全く無関係である。したがって、B－2項により E が団交応諾義務を負うことなどあり得ない。

(ウ) 次に、組合は、11.3.26協定書のC項に基づき、E には団交義務があり、また、労働協約についての解釈適用が義務的団交事項であると主張する。

しかし、一般論として、既存の労働協約についての解釈適用が義務的団交事項であることは認めるが、C項では「本協定実施に際し問題が生じた場合は、E と上記5労組が協議する」と定めており、E が11.3.26協定書にかかる問題について団交応諾義務を負うのはあくまでも5労組に対してであるから、解釈適用に争いがあるとしても、5労組との間で決すべきであり、組合と E の間で個別に決することはできない。また、C項は、「本協定実施に際し問題が生じた場合」について定めるものであるところ、F

の破産に際し「本協定が実施された」ことはないから、この点からも、C項は団交応諾義務の根拠となり得ない。

ウ 要求事項③についての団交応諾義務がない根拠

F の破産に伴う組合員の雇用問題は、上記イのとおり11.3.26協定書にかかわりのない事項である上、F と組合の間で解決されるべき個別の問題にすぎない。したがって、要求事項③についても E に団交応諾義務はない。

2 (E には組合からの1.12団交申入れの要求事項の②及び③について団交応諾義務があるとした場合) E は、平成18年1月18日、同月27日及び同年2月24日の話合いにおいて、同申入れ事項について組合に対して誠実に対応したといえるかどうか。

(1) 申立人の主張

E は、団交において組合に対し、団交申入れ要求のうち、F の破産及びそれに伴う組合員解雇については E の規約及び11.3.26協定書のB項及びC項の適用外であるとの立場に固執し、適用外であるとする見解の論拠について、具体的な説明や根拠となる資料の提示をしていない。

また、E は、F について構造改革事業が実施されずに破産に至った経緯について具体的に説明していないばかりか、破産回避のためにどのような対応が可能あるいは不可能であったのかについても具体的な説明や資料の提示をしていない。

さらに、E は、今後同様の問題が生じないようにするための方策の話合いの組合要求についても具体的な理由を説明せずに拒絶している。

以上のとおり、E に誠実団交義務違反があることは明らかである。

(2) 被申立人の主張

E は、組合が F の破産に伴って11.3.26協定書に基づく取扱いを求めてきたことについて、E のあざかり知らないところで破産手続が進行していたものであり、11.3.26協定書に基づく取扱いの対象にならない旨具体的な根拠をあげて説明した。また、F に事実確認を行うようにとの申入れを受けて F に対する事実確認を行ったりした。

このように、E は、組合に対し、法的な団交応諾義務の存否は別として、面談を4回行うなど、誠実に対応していた。

第4 争点に対する判断

1 争点1（E には組合からの1.12団交申入れの要求事項②及び③について、団交応諾義務があるといえるかどうか。）について

(1) 証拠及び審査の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 1.12団交申入れに基づく面談打切りの経緯

(ア) 平成17年9月22日、申立外 F は、大阪地方裁判所岸和田支部において破産手続開始決定を受け、同日、従業員に解雇を通知した。同社従業員には、申立人組合の組合員が1名いた。なお、同社は、組合員に解雇を通知するに際して組合との協議を行っていない。(乙6)

(イ) 平成18年1月12日、組合は、E に対し、F の破産に伴う組合員の雇用問題等を要求事項とする1.12団交申入れを行った。1.12団交申入れの要求事項は、次のとおりである。

① E の「規約第4条（目的・事業）」の取扱い及び実施について

② E との11.3.26協定書の履行について

③ E の会員であった F 破産（事業閉鎖）に伴う組合員の雇用問題について

④ その他関連事項について

(甲5)

(ウ) E は、1.12団交申入れを受けて、次のとおり組合と面談した。

① 1.18面談

日時：平成18年1月18日 午前9時頃～同11時30分頃

② 1.27面談

日時：平成18年1月27日 午後4時30分頃～同7時頃

③ 2.24面談

日時：平成18年2月24日 午後3時頃～同4時頃

(甲6、乙2、乙3、乙4、証人 X2)

(エ) 2.24面談において、Eは、組合に対し、Fにかかる要求事項は団交事項として認識できない、議論が平行線を辿っており面談を継続する意味がない、などと述べた。

同日以降、Eと組合は、1.12 団交申入れに基づく面談を行っていない。

(乙4)

イ 構造改革事業

(ア) Hは、生コンクリート製造業界の構造改善を図るため従前から構造改革事業を実施している。

構造改革事業は、Hが、構成員の生コンクリート製造会社からの応募に基づいて余剰設備の集約や廃棄を決定し、余剰設備をシェアに応じ買い上げることにより実施されている。(甲9、乙5、証人Y2)

(イ) 平成15年2月、Hは、構造改革事業(以下「15.2構造改革事業」という。)を実施した。同事業の実施要領は、次のとおりである。

「構造改革事業実施要領

1. 募集方法

- ① 公募とする。
- ② (省略)
- ③ 公募期間は、平成14年10月1日から12月20日(20日の消印まで有効)までとする。

2. 応募方法

本事業に応募する場合は、別紙「集約・廃棄申請書」を理事長に親展で提出しなければならない。

3. 審査

- ① 構造改革推進委員会に審査会を設ける。
- ② (省略)
- ③ 審査は、平成15年1月1日から適宜実施する。
- ④ (省略)
- ⑤ (省略)

4. 実施

審査を通過した案件の実施方法については、各々の事情・条件に配慮し、個別に定める。

ブロック間で余剰設備の多いところから実施する。

5. 集約方法

- ① 集約：(省略)

- ② 廃棄： (省略)
- ③ 申請時に選択した集約方法案を明示すること

6. 集約条件

- ① 廃棄（すべてを買い上げる）の場合

(省略)

- ② 集約の場合

(省略)

- ③ 設備の解体廃棄

集約及び廃棄の該当工場の設備は解体廃棄する。

なお、解体はG L（グラウンドレベル）以上とする。

- ④ 設備解体費用

集約及び廃棄の設備解体費用は、上限を5千万円とする。

ただし、リース契約の解除・抵当権の抹消を確認し、広域協組が見積りを取り解体し、構改費用より支出する。

- ⑤ 労務問題

労務問題は、個社で解決すること。

(以下、省略)

」

(乙5)

(ウ) F は、15.2構造改革事業に応募したものの、平成15年5月までに応募を取り下げた。そのため、15.2構造改革事業は、F について実施されていない。

(甲9、乙5、乙9 p 5、証人 Y2)

ウ E の規約等

(ア) E の規約には、次の規定がある。

「第1条（名称及び所在地）

(省略)

第2条（会員の資格）本会の会員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える事業者とする。

①生コンクリート製造業者は、大阪府下、兵庫県下の生コンクリート協同組合に加入していること。

②(省略)

第3条（会員の区分）会員は次の各号により区分する。

①(省略)

②企業外労働組合を有する社をA会員と称する。

③企業内労働組合を有する社及び労組未組織社をB会員と称する。

第4条（目的・事業）本会は正常な労使関係の確立を目指し、会員の相互啓発、相互扶助により、連携と結束の強化を図り、以て会員各社の安定と発展に寄与することを目的とし、次の各号を扱う。

①大阪兵庫地域における生コンクリート業界の構造改革事業実施に伴う諸問題。

②会員全体に影響を及ぼす春闘・労働条件の改訂等の労働問題に関する諸施策の円滑なる推進。

但し（イ）本会はB会員各社の労働問題については取り扱わない。

（ロ）本会は会員各社の個別労働問題については取り扱わない。

2. 本会は、前項の目的を達成するため次の事業を行う。

①各種研修会及び情報交換、調査等の事業。

②労務施策に関する事業。

③会員の相互扶助に関する事業。

④その他目的達成に関する諸施策。

3. (省略)

第5条(交渉権・妥結権の委任と交渉) 第4条第1項の目的を達成するため、団体会員又はA会員は企業外労働組合との交渉権・妥結権を本会へ委任する。本会は企業外労働組合と交渉し、この交渉権・妥結権を行使する。但し、地域差・労組組織状況・経営内容等により団体会員又はA会員の申し出により、夫々の個別交渉は可能とする。」

(甲1)

(イ) F は、 E のA会員であった。(乙9)

エ 11.3.26協定書

平成11年3月26日、 E は、組合を含む5労組と「平成11年度 賃金・年間臨時給・福利厚生資金等に関する協定書」と題する11.3.26協定書を締結した。

11.3.26協定書は、次のとおりである。

「 協定書

(中略)

記

A. 賃金・一時金・福利厚生資金について

1. 賃金改定について

(省略)

2. 年間臨時給

(省略)

3. 福利厚生資金（年間支給額）

(省略)

4. (省略)

B. その他について

1. 約束事項の履行

E は、5 労組との約束事項（協定内容・協議確認事項など）については、責任をもって履行する。

2. 集約化事業について

(1) 生コン業界秩序の確立とあわせて経営環境改善をはかるため、工場の集約化事業を実施する。実施にあたっては、労使による「特別委員会」を設置し集約事業の具体化をはかる。

(2) 工場の集約化にともない余剰人員が出た場合は、「E」加盟各社が「共同して雇用保障」を行なう。同時に、待機者が出了場合については受け皿会社が確保できるまで平均賃金を保障する。

C. 本協定実施に際し問題が生じた場合は、E と上記5 労組が協議する。」

(甲4)

(2) E には組合からの1.12 団交申入れの要求事項②及び③について団交に応諾する義務があるかどうかについて、以下検討する。

ア 組合は、要求事項②「E との11.3.26 協定書の履行について」及び要求事項③「E の会員であった F 破産（事業閉鎖）に伴う組合員の雇用問題について」に関する E の団交応諾義務の根拠として、11.3.26 協定書のB項及びC項をあげるとともに、要求事項③については、加えて F の交渉権が規約第5条により E に委任されていることをあげるので、これらについて検討する。

イ 要求事項②についての団交応諾義務の有無

(ア) 組合は、要求事項②は、1) F が 15.2 構造改革事業に応募していたにもかかわらず、なぜ構造改革事業が実施されずに破産に至ったのか、2) なぜ組合員が解雇されなければならなかったのか、3) 組合員の雇用が保障されるべきではないのか、等について、具体的な事実関係に照らして破産の経緯を検証し、かつ、11.3.26 協定書B項の履行を要求するものであると主張するので、この要求事項について、E が団交応諾義務を負うか否かについて検討する。

(イ) 11.3.26協定書のB-1項は根拠になるか

前記(1)エの事実のとおり、11.3.26協定書のB-1項には、「Eは、5労組との約束事項（協定内容・協議確認事項など）については、責任をもつて履行する」と規定されていることが認められる。しかし、本項は5労組との約束事項の存在を前提に、その責任ある履行を表明したものであるところ、組合はこの約束事項の存在について、具体的な主張も立証もしていない。また、Eが、11.3.26協定書の締結においても、それ以外においても、Fに関して組合との間で、集約化事業も含め、何らかの約束をした事実は認められない。したがって、11.3.26協定書のB-1項が、団交応諾義務の根拠になるという組合の主張は採用できない。

(ウ) 11.3.26協定書のB-2項は根拠になるか

a 前記(1)エの事実のとおり、11.3.26協定書のB-2項(1)には、「生産業界秩序の確立とあわせて経営環境改善をはかるため、工場の集約化事業を実施する。実施にあたっては、労使による『特別委員会』を設置し集約事業の具体化をはかる」と規定されていることが認められる。しかし、本項は将来に向けて集約化事業を行っていく場合の規定であるから、Fの破産の経緯という過去の事象を団交において検証すべきことの根拠にはならない。また、11.3.26協定書のB-2項(2)には、「工場の集約化にともない余剰人員が出た場合は、『E』加盟各社が『共同して雇用保障』を行なう。同時に、待機者が出た場合については受け皿会社が確保できるまで平均賃金を保障する」と規定されていることが認められる。しかし、同項は、「工場の集約化事業を実施」する場合を前提に規定されているところ、Eが同項に基づいて、Fについて集約化事業を実施した事実は認められない。したがって、「工場の集約化事業を実施」する場合を前提に規定された同項が要求項目②の団交応諾義務の根拠になるとは認められず、この点の組合の主張は採用できない。

b なお、組合は、「工場の集約化」とは、協同組合という企業集団内の事業譲渡等により、シェアが企業集団内で引き継がれて配分される場合すべてを含むものであると主張するが、11.3.26協定書B-2項の文言からして、Eが実施する集約化事業は、労使による「特別委員会」を設置して事業の具体化を図るものであり、破産に伴う事業譲渡などを含むとは解されない。また、前記(1)イ(ウ)の事実のとおり、FはHが実施した15.2構造改革事業に応募したことが認められるが、Hが実施する構造改革事業とEの行う集約化事業は別のことと解される上、

F は平成15年5月までに応募を取り下げ、同社について15.2構造改革事業は実施されていないから、いずれにしても同社について「工場の集約化事業」が実施されたと解する余地はない。したがって、F の破産に伴う事業譲渡が集約化事業に含まれるという組合の主張は、採用できない。

(エ) 11.3.26協定書のC項は根拠になるか

前記(1)エの事実のとおり、11.3.26協定書のC項には、「本協定実施に際し問題が生じた場合は、E と上記5労組が協議する」と規定されていることが認められる。しかし、上記(ウ)a判断のとおり、E の集約化事業が F について実施されたとは認められない以上、同社の破産に至る経緯がいかなるものであれ、「本協定の実施に際し問題が生じた場合」とは認められないのであって、11.3.26協定書のC項が団交応諾義務の根拠となるという組合の主張は採用できない。

(オ) 以上のとおりであるから、要求事項②について E に団交応諾義務はない。

ウ 要求事項③についての団交応諾義務の有無

(ア) 組合は、要求事項③は、F において解雇された組合員の具体的な雇用保障を求めるものであると主張するので、当該組合要求について、E が団交応諾義務を負うか否かについて検討する。

(イ) 11.3.26協定書のB-1項及びC項は根拠になるか

前記(1)エの事実のとおり、11.3.26協定書のB-1項は約束事項の責任ある履行についての規定であり、C項は同協定実施に際し問題が生じた場合の規定であるところ、E は F において解雇された組合員の具体的な雇用保障に関して組合と何ら約束をしたとは認められず、また、同社の組合員の解雇が11.3.26協定書の実施に際して発生したのでもないのであるから、11.3.26協定書のB-1項及びC項は、要求事項③についての団交応諾義務の根拠とはならない。

(ウ) 11.3.26協定書のB-2項は根拠になるか

前記(1)エの事実のとおり、11.3.26協定書のB-2項(1)は、工場の集約化事業の実施についての規定であり、同項(2)は工場の集約化に伴い余剰人員が出た場合の雇用保障についての規定であるところ、前記イ(ウ)判断のとおり、E が F について同項に基づく集約化事業を実施したとは認められないのであるから、組合員の解雇問題について同項を適用する余地はなく、同項は E の団交応諾義務の根拠とはならない。

(エ) 交渉権の委任についての経営者規約第5条は根拠になるか

組合は、構造改革事業に伴う諸問題や会員全体に影響を及ぼす労働問題について E は会員企業から交渉権等の委任を受けていることをあげる。確かに、前記(1)ウのとおり、①規約によれば、E の A 会員は企業外労働組合との交渉権・妥結権を E へ委任し、E は企業外労働組合と交渉し、交渉権・妥結権行使することとしていること、② F は、E の A 会員であったこと、がそれぞれ認められるが、A 会員が E に交渉権・妥結権を委任するのは、規約第5条に規定のとおり、同規約第4条第1項の目的を達成するためであり、同項には、E が扱う事業として、①大阪兵庫地域における生コンクリート業界の構造改革事業実施に伴う諸問題、②会員全体に影響を及ぼす春闘・労働条件の改訂等の労働問題に関する諸施策の円滑なる推進、が規定されているところ、F の破産に伴う組合員の雇用問題は、上記①、②のいずれでもないと認められるうえ、同項ただし書きには、「会員各社の個別労働問題については取り扱わない」と規定されているから、この点に関する組合の主張は採用できない。

(オ) 以上のとおりであるから、要求事項③について E に団交応諾義務はない。

エ なお、組合は、労働協約の解釈・適用問題は義務的団交事項であるところ、

F の破産については11.3.26協定書の雇用保障が適用されるというのが組合の主張であり、E とは解釈が違うから、協定書の解釈・適用について団交に応じなければならないと主張する。しかしながら、前記イ及びウ判断のとおり、11.3.26協定書の規定が要求事項②及び③についての E の団交応諾義務の根拠になるという組合の解釈は是認できないものであるとともに、組合自身が直接に11.3.26協定の解釈・適用問題を団交議題として持ち出しているのでもなく、要求事項②及び③について E に団交応諾義務があるとの主張の根拠として、協定書の解釈の相違を主張しているにすぎないのであるから、これを労働協約の解釈・適用問題であるとして、義務的団交事項であるとする組合の主張は採用できない。

オ 以上のとおり、E には組合からの1.12団交申入れの要求事項②及び③について団交に応諾する義務があるとはいえないから、その余の点を判断するまでもなく、組合の申立ては棄却する。

以上の事実認定及び判断に基づき、当委員会は、労働組合法第27条の12及び労働委員会規則第43条により、主文のとおり命令する。

平成19年6月20日

大阪府労働委員会

会長 若林正伸印